三　当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を課税未成年者口座を構成する施行令第二十五条の十三の八第五項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨

四　当該移管しようとする未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額

五　その他参考となるべき事項

5　前項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第六項第二号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「施行令第二十五条の十三の八第五項第二号の」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第六項第二号の」と、同項第三号中「課税未成年者口座を構成する施行令第二十五条の十三の八第五項第二号」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第六項第二号」と読み替えるものとする。

第十八条の十五の十一第二項第一号中「第二十五条の十三の八第二十三項又は第二十四項ただし書」を「第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項ただし書」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三の八第二十項」に、「第二十五条の十三第十一項各号」を「第二十五条の十三第十二項各号」に改め、同項第七号中「第二十五条の十三の八第十七項」を「同条第十二項各号」に、「第二十五条の十三の八第十一項各号」を「第二十五条の十三第十一項各号」に改め、同項第七号中「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三第十一項各号」に、「第二十五条の十三の八第二十項」に改め、同項第九号イ中「徴収された所得税の額」の下に「、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る第十八条の十三の五第二項第十号トに規定する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額」を加え、「第十八条の十三の五第二項第十号ト」を「同号チ」に改め、同項第十号イ及びハ並びに第十一号中「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三の八第二十項」に改め、同条第五項中「第二十五条の十三の八第二十三項又は第二十四項ただし書」を「第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項ただし書」に改める。

第十八条の十九第二項中「財産に代わるべき資産として」を削り、「ものは」を「資産は」に、「第七項各号に定める方法により同項各号に規定する基本金に組み入れることが同項各号に掲げる公益法人等の理事会において決定されたもの」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める決定」に、「とする」を「がされたものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等　当該資産を同号イに規定する方法により管理することについての当該公益法人等の合議制の機関の決定

二　施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等　当該資産を同号ロ(2)に規定する方法により管理することについての当該公益法人等の合議制の機関の決定

三　施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等　当該資産を第六項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

四　施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等　当該資産を第六項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

第十八条の十九第三項中「第十一項」を「第九項」に改め、同条第四項中「とする」を「（当該公益法人等が同項に規定する特定国立大学法人等である場合には、第二号に掲げる書類）とする」に改め、同項第二号中「第八項各号」を「第七項各号」に、「、同項各号」を「当該各号」に、「次項又は第六項」を「次項各号」に、「これらの規定」を「当該各号」に改め、「記載した書類」の下に「（当該決定が第七項第一号又は第二号ロに規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれらの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ又はロ(2)の所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。）」を加え、同条第五項中「第二十五条の十七第七項第三号ロ」を「第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ハ及びニ」に、「同号ロに掲げる公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を譲渡し、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該公益法人等の第七項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたもの」を「次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める資産」に改め、同項に次の各号を加える。

一　施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号イに規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

二　施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号ロ(2)に規定する方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定されたもの

三　施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき次項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたもの

四　施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき次項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることが当該公益法人等の理事会において決定されたもの

第十八条の十九第六項を削り、同条第七項中「第二十五条の十七第七項第二号ハ及びニ」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第七項第三号ロ及びハ」を「第二十五条の十七第七項第二号ハ及びニ」に改め、同項第二号中「第二十五条の十七第七項第三号ハ」を「第二十五条の十七第七項第二号ニ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同項第三号中「第二十五条の十七第七項第三号ハ」を「同号ニ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十五条の十七第七項第四号」を「第二十五条の十七第七項第三号」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「第二十五条の十七第七項第三号ハ」を「第二十五条の十七第七項第二号ニ」に、「同号ハ」を「同号ニ」に改め、同号を同条第四号とし、同項第二号中「第二十五条の十七第七項第三号ロ」を「第二十五条の十七第七項第二号ハ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　施行令第二十五条の十七第七項第二号イに掲げる公益法人等　当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号イに規定する方法により管理することが決定されていること。

二　施行令第二十五条の十七第七項第二号ロに掲げる公益法人等　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該公益法人等の理事会において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び当該贈与又は遺贈を受ける財産につき施行令第二十五条の十七第七項第二号ロ(1)に規定する不可欠特定財産とすることが決定されていること。

ロ　当該公益法人等の合議制の機関において、当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び施行令第二十五条の十七第七項第二号ロ(2)に規定する財産につき同号ロ(2)に規定する方法により管理することが決定されていること。

第十八条の十九第八項を同条第七項とし、同条第九項第一号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に、「第三十条第二項第六号」を「第三十条第一項第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　前項第一号に掲げる公益法人等　同号に規定する財産につき同号に規定する方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号イの所轄庁に提出した書類の写し